

# 「測地学会誌」 査読規程

日本測地学会

1. (目的) 「測地学会誌」の質を高め、測地学の一層の発展を図るために、投稿原稿の査読を行う。
2. (査読者の数と依頼) 査読者は、原著論文については2名以上、坪井賞受賞記念論文、テクニカルレポート、データベース・資料集、総合報告、解説・入門講座については各1名以上とし、編集委員会が人選して依頼し、速やかに(原則3日以内)可否の返事を受け取ることとする。寄書(レター)原稿については、迅速な印刷公表を図るために、編集委員1名が査読する。報告、書評・紹介、フォーラムは編集委員会が査読を行い、本会記事は査読を行わない。また、査読の段階では、査読者名は公表しない。
- 2-1. (査読開始以前のスクリーニング) 編集委員会は投稿原稿を精査し、その内容に測地学に関する基本的な理解の不足、著しい誤解が認められる投稿原稿については、査読を経ずして、却下することができる。著者に対しては、意見を付して返送するものとする。ただし、本規定の適用は、編集委員全員(著者が編集委員の場合は、当該委員を除く)の合意のもとでのみ行うことができる。
3. (査読の内容) 査読者は、投稿原稿の表現や文章が適切であるか、内容に明白な誤りはないか、論述の論理性について問題はないかなどのほか、原著論文および寄書についてはオリジナリティーが認められるか、坪井賞受賞記念論文、テクニカルレポート、データベース・資料集、総合報告、解説・入門講座、報告、書評・紹介、フォーラムについてはその分野の専門家以外にも理解できるかなどについて査読を行う。査読においては、文章表現に関する細かい批判や、「・・・が全体的に悪い」というようなあいまいな記述は避けて、査読結果に対して、著者が具体的に対応しやすいように留意する。
4. (査読結果の報告と対応) 査読者は、査読の依頼を受けてから寄書およびフォーラムは2週間以内に、その他は1ヶ月以内に、意見を編集委員会に報告する。編集委員会は、査読意見を受けて、その原稿の取り扱いを決定する。なお、原著論文について、2名の査読者の意見が大きく異なる場合は、3人目の査読を依頼できる。編集委員会は原稿の取り扱いに関する決定を投稿者に通知する。査読の結果原稿の改訂を指示された場合、投稿者は6ヶ月以内に、原稿を改訂あるいは反論することができる。投稿者と査読者との間の議論は、編集委員会を通じて行う。
5. (著者の反論) 査読者と投稿者との間で意見の一致がみられない場合には、投稿者はその問題点に限定して新たな査読者1名に判定を依頼することができる。新たに依頼された査読者は、双方の意見の相違点について説明を受け、その問題点に限って判定を行う。
6. (原稿の採用) 投稿原稿の採用に関しては、前項4に定めた査読者の査読結果、または前項5による投稿者からの反論があった場合は、投稿者が依頼した査読者の判定結果に基づいて、編集委員会がこれを決定する。

7. (非会員による査読) 日本測地学会会員以外の者に査読を依頼した場合、原則として査読料は支払わず、関係する測地学会誌1部を贈呈することとする。
8. (改廃) この規程の改廃は、日本測地学会評議会の決議による。

付. 2014年4月29日 日本測地学会評議会にて改正, 「測地学会誌」第60巻第1号より適用.